

宇都宮地域合併協議会

●発行 宇都宮地域合併協議会
●編集 宇都宮地域合併協議会事務局
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
Tel.028-632-2105 Fax.028-632-5425
E-mail info@u-gappei.jp

No. 02

平成15年8月20日発行

コスモスはギリシャ語で
「調和」という意味です。

まちの横顔

～今回は上河内町を紹介します。～



羽黒山



天下一関白神獅子舞

第2回の合併協議会が、平成15年7月15日に宇都宮市内のホテルで開かれました。

今回の会議では、今後の合併協議の柱となる「市町建設計画」の策定方針と「地域自治制度」の構築のための基本方針が決定されました。また、協議会で協議される事項のうち、特に重要と位置付けられる項目について、集中的に調査・審議するための小委員会として、先に述べた「市町建設計画」、「地域自治制度」に加え、「議会制度」の3つの小委員会を設置することが承認されました。

次回以降の協議会においては、これら小委員会の調査・審議経過や合併協定項目の検討など、より詳細な協議に入っていくことになります。

皆さんも協議会を傍聴してみませんか。協議会では、皆さんの地域の将来のあり方や住民サービス・負担などについて協議しています。傍聴についてのお知らせは、裏表紙にあります。

※写真の解説については、中面左欄外にもご覧ください。

合併後の新しい市のまちづくり (市町建設計画)

今回の協議会で議決された市町建設計画の策定方針について、お知らせします。

市町村には、法律(地方自治法)で、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行わなければならないと義務付けられています。関係市町においても、それぞれ独自の基本構想を策定していますが、合併を想定して策定されたものではないことから、合併によるさまざまな変化に対応し、合併市町の連やかな一体性を確立するため、合併後の新市における総合的な指針が必要となります。

といえるのです。

「市町建設計画」という言葉から、新たな建物を建てたり、道路を整備したりという、いわゆるハード事業をイメージするかもしれませんが、実際にはそれだけが主要な項目ではありません。新しい地域自治制度の構築や、住民生活に直接関係の深い福祉や教育などのソフト事業についても、計画に盛り込まれることになります。

当協議会では、各市町が合併の合意をするまでに、さまざまな協議を重ねて市町建設計画を策定していきます。

このようなことから、合併の協議段階から、合併をしようとする市町村の間で、合併後の将来的なまちづくりについて十分に議論し、構想や計画を練り上げる必要があります。その合併後の将来のまちづくりの指針となるのが、市町建設計画である

今回議決された策定方針は、住民サービスを中心に考え、下図のように、策定にあたって踏まえるべき5つの基本方針、計画に実際に盛り込む内容、計画の期間となっています。これからの協議の中では、合併に向けてこの策定方針に則して計画づくりを進めていきます。

市町建設計画の策定方針について

計画の内容

- ・合併の必要性
- ・計画の目的と期間
- ・人口・経済の見通し
- ・計画の基本方針
- ・地域自治システムの構築
- ・新市の施策
- ・合併後の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ・公共施設の統合整備に関する事項
- ・合併後の財政計画

計画の期間

- ・10年間



まちづくりの方向性の提示

合併後の将来都市像とそれを実現する施策の方向を示すことにより、地域の展望を明らかにする。

均衡ある発展の推進

- ・それぞれの地域が有する自然、歴史、文化等の特性を活かした計画にするとともに、新市全体が活性化する施策を盛り込む。
- ・住民が、日常の行政サービスを身近に受けられるための対策を盛り込む。
- ・地域の特性やバランス等を考慮しながら、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、公共施設の統合・整備の方策を盛り込む。

基本方針

市町建設計画は、新市のハード・ソフト両面にわたるまちづくり全般に関する、総合的な方針となるものである。

地域自治システムの構築

地域の課題を地域自らが解決し、特色ある地域づくりを推進するため、新市における地域自治システムを盛り込む。

健全な財政運営への配慮

新市建設のための事業は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく、国や県の支援等を有効に活用するとともに、新市において健全な財政運営が行われるよう留意する。

住民にわかりやすい表現

新市の将来像などについて住民がよく理解できるよう、わかりやすい内容とする。

一口メモ

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法) / 合併に向けた環境を積極的に整備し、市町村の自主的な合併を一層推進していくために、当分の間(平成17年3月31日まで)の措置として定められた法律です。

合併後の地域のあり方について考える

地域自治制度の構築に向けて

「皆さんは、市役所・町役場によくお越しになりますか？」

この問いかけに対し、多くの住民の方は「いいえ」と答えるかもしれない。市役所や町役場といったいわゆる「行政」は、住民の方の税金によってさまざまなサービスを提供していますが、その住民と行政が直接的に触れ合う機会というものは決して多いものではないと思われます。

しかし、住民が行政に求めるサービスが高度化・多様化してきている現在において、住民が住んでよかったと実感できるようにするためには、行政主体でサービスを提供していくのではなく、住民と行政が直接的に接する機会を増やし、住民がより住みやすい環境を構築できるよう協力関係を築いていくことが必要なのではないでしょうか。

合併と地域自治の関係

合併に伴い自治体の規模が拡大すると、住民と行政との距離が遠くなってしまうという懸念があります。合併には、行財政基盤が強化され、自治能力が向上するというメリットがあります。住民の声が行政に届きづらくなってしまうことは避けなければなりません。

このことから、合併においてそれぞれの地域の住民が主体的に地域の行政に取り組める仕組みづくりや、地域の実情に応じた施策を行えるよう、地域の独自性と自立性を確保する必要があります。

今までの住民と行政の関わり



これからの住民と行政の関わり



それが新しい地域自治制度の目標とするものです。第2回の協議会では、この地域自治制度を構築していくにあたっての基本方針を定めました。

この基本方針では、地域の課題を解決することに関して、今まで行政主体で行ってきたものを、住民や住民代表組織との「協働」で解決していくこととするものです（上図参照）。そして、この住民との協働を果たすためには、行政を主体とするのではなく、地域それぞれが主体となっていくことが重要となります。

当協議会では、この地域自治制度の構築を合併協議の重要課題の一つとして位置付け、協議を進めていきます。

地域自治制度構築の基本方針

- 住民の一体感を醸成しつつ、地域主体の自治システムを構築
 - 地域特性を活かし合いながら、住民の一体感を醸成し、新市一体となって発展を目指すとともに、地域が主体となった新たな自治システムを構築する。
- 身近な地域の課題を住民が担う仕組みの構築
 - 住民自治の拡充や地域特性を活かしたまちづくりが重要であることから、身近な地域課題を住民自ら担う仕組みを構築する。
- 地域住民の参加と協働の推進
 - 住民の参加や協働により、住民と行政がそれぞれの特性や能力を発揮し合いながら、多様な地域課題を迅速かつ効果的に解決する。

合併重点支援地域に指定されました!!

協議会を構成する1市4町の地域が、7月22日に栃木県から合併重点支援地域に指定されました。

合併重点支援地域とは、知事が県内の市町村合併の進捗状況を踏まえて、合併についての具体的な議論が深められることを期待して指定するものです。指定要件としては、「法定または任意の合併協議会等が設置されている」、「関係市町村間で合併に向けた取組みがなされており、県に対して指定の要請がなされている。」等があります。

7月17日現在、全国で406の地域、1,635市町村が指定されており、県内においては、これで6つの地域、23市町村の指定となりました。

指定を受けたことで、国と県から財政的、人的な支援が優先的に受けられるようになります。

主な支援策

- ①合併協議会への負担金等、合併準備経費についての助成(国)
- ②合併前に要する電算システム統一等の経費についての助成(国)
- ③協議会等が行う調査研究等への助成(県)
- ④協議会地域内において、各種普及啓発事業を重点的に実施(県)
- ⑤構成市町が連携しながら実施する、公共施設等の整備に対する無利子貸付(県)

第2回協議会の報告

平成15年7月15日(火)に宇都宮市内のホテルにて第2回合併協議会を開催しました。

はじめに、堀田会長のあいさつがあり、出席委員の報告と会議録署名人の連任が行われた後、報告事項と議事の審議が行われました。

報告事項

報告第2号 委員の変更について

宇都宮市と上河内町の議会において、市町合併に関する特別委員会が設置されたことにより、委員の変更がありました。

宇都宮市の大竹委員に代わり、宇都宮市議会市町合併対策特別委員会委員長の山崎守男委員が委嘱され、上河内町の藤江委員は、上河内町議会市町合併検討特別委員会委員長としての委員となりました。

報告第3号 宇都宮地域合併協議会協議運営規程等の制定について

協議会の諸規程が制定されました。

報告第4号 小委員会の設置について

地域自治制度、市町建設計画、議会制度の3つの小委員会が設置されました。

議事

議案第5号 監査委員の選任について

高根沢町の鈴木一郎監査委員の町収入役退任により監査委員に欠員が生じたので、小川征男高根沢町収入役が監査委員として選任されました。

議案第6号 市町建設計画の策定方針について

新しい市のまちづくり全般に関する総合的な方針となる市町建設計画の策定方針と、計画の骨子について議決されました。

議案第7号 地域自治制度構築の基本方針について

合併後の住民自治の拡充を図るための地域自治制度構築の基本方針と、制度構築の方向性について議決されました。

また、最後に合併協定項目と、市町村の合併の特例に関する法律についての説明がなされました。



お知らせ

第3回合併協議会が開催されます。

●日時／平成15年9月26日(金)

午後2時30分から

●傍聴受付／午後2時から

2時25分まで

●会場／宇都宮東武ホテルグランデ

(6階臨田)

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。傍聴受付は、定員(20名)になり次第締め切らせていただきます。ただし、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。

◆アドレス <http://www.u-gappei.jp/>

◆Eメール info@u-gappei.jp

●各市町ホームページ●

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上三川町 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>
- 高根沢町 <http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/>